

令和3年鉾田市農業委員会8月定例総会議事録

日 時	令和3年8月25日（水）午後1時58分																																																																																		
場 所	福祉事務所 2階 会議室																																																																																		
出欠状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1番</td> <td>櫻井 健一</td> <td>出</td> <td>13番</td> <td>菅谷 美尚</td> <td>欠</td> </tr> <tr> <td>2番</td> <td>永井 司</td> <td>出</td> <td>14番</td> <td>飯岡 政一</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>3番</td> <td>富田 省三</td> <td>出</td> <td>15番</td> <td>城田 俊男</td> <td>欠</td> </tr> <tr> <td>4番</td> <td>菊地 博</td> <td>出</td> <td>16番</td> <td>出沼 丈夫</td> <td>欠</td> </tr> <tr> <td>5番</td> <td>浜田 洋一</td> <td>出</td> <td>17番</td> <td>海老原康廣</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>6番</td> <td>米川 完一</td> <td>出</td> <td>18番</td> <td>菊川 俊雄</td> <td>欠</td> </tr> <tr> <td>7番</td> <td>坪沼美知子</td> <td>出</td> <td>19番</td> <td>飯塚 康雄</td> <td>欠</td> </tr> <tr> <td>8番</td> <td>菅谷 幸子</td> <td>出</td> <td>20番</td> <td>郡司 光一</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>9番</td> <td>草野 克信</td> <td>出</td> <td>21番</td> <td>浅野 登</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>10番</td> <td>箕輪美代子</td> <td>出</td> <td>22番</td> <td>鈴木 新吾</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>11番</td> <td>大貫 修一</td> <td>出</td> <td>23番</td> <td>大久保 稔</td> <td>欠</td> </tr> <tr> <td>12番</td> <td>宇佐見達夫</td> <td>出</td> <td>24番</td> <td>小松崎善一</td> <td>出</td> </tr> </tbody> </table>					番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	1番	櫻井 健一	出	13番	菅谷 美尚	欠	2番	永井 司	出	14番	飯岡 政一	出	3番	富田 省三	出	15番	城田 俊男	欠	4番	菊地 博	出	16番	出沼 丈夫	欠	5番	浜田 洋一	出	17番	海老原康廣	出	6番	米川 完一	出	18番	菊川 俊雄	欠	7番	坪沼美知子	出	19番	飯塚 康雄	欠	8番	菅谷 幸子	出	20番	郡司 光一	出	9番	草野 克信	出	21番	浅野 登	出	10番	箕輪美代子	出	22番	鈴木 新吾	出	11番	大貫 修一	出	23番	大久保 稔	欠	12番	宇佐見達夫	出	24番	小松崎善一	出
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠																																																																														
1番	櫻井 健一	出	13番	菅谷 美尚	欠																																																																														
2番	永井 司	出	14番	飯岡 政一	出																																																																														
3番	富田 省三	出	15番	城田 俊男	欠																																																																														
4番	菊地 博	出	16番	出沼 丈夫	欠																																																																														
5番	浜田 洋一	出	17番	海老原康廣	出																																																																														
6番	米川 完一	出	18番	菊川 俊雄	欠																																																																														
7番	坪沼美知子	出	19番	飯塚 康雄	欠																																																																														
8番	菅谷 幸子	出	20番	郡司 光一	出																																																																														
9番	草野 克信	出	21番	浅野 登	出																																																																														
10番	箕輪美代子	出	22番	鈴木 新吾	出																																																																														
11番	大貫 修一	出	23番	大久保 稔	欠																																																																														
12番	宇佐見達夫	出	24番	小松崎善一	出																																																																														
事 務 局	櫻井局長 井川局長補佐 酒井係長 鬼澤係長																																																																																		
議 長	14番 飯岡政一（会長）																																																																																		
議事録署名人	10番 箕輪 美代子 11番 大貫 修一																																																																																		
書 記	酒井係長																																																																																		
議 題	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について</p> <p>議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について</p> <p>議案第3号 農地法第4条の規定による転用許可について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定，移転を伴う転用許可について</p> <p>議案第5号 現況証明書の交付について</p> <p>議案第6号 農地改良協議に対する同意について</p> <p>議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について</p>																																																																																		

	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利 移動届出について 報告第3号 農地法制限除外の届出について</p> <p>そ の 他</p> <p style="text-align: center;">(開 会)</p> <p>事 務 局 定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、令和3年銚田市農業委員会8月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いします。</p> <p>会 長 どうも皆さん、こんにちは。暑い中ご苦労さまでございます。銚田市もコロナが大分出てきておりまして、皆さんも非常に不安だとは思いますが、この不安の中で、やはり総会を開くのも非常に大変ではございますけれども、人数も約半分近くで総会を開きながら、今のところ何とかこの委員会が支障なく運営されることを非常にありがたく思っております。これが一人でもやはり多く出てしまつて、委員会が、この総会が開けなくなるということだと非常に大変ではないかなと思っておりますけれども、このコロナ禍の中で委員一人一人がやはりみんな自覚を持って、コロナにかからないように注意をしながら毎日生活していることを非常にありがたく思っております。銚田でもやはりかなり出まして、毎日のように新聞で私も見えていますけれども、毎日何人かずつは出ておりますけれども、やはりコロナと一緒に防災無線のほうでも市のほうで流しておりますけれども、サツマイモの基腐病、あれが非常に、やはり皆さんもサツマイモを作っている方、並びにそれに関係している方は非常に不安だと思っております。やはりあれも目に見えない形で、その畑にその作物作ってあったらば、風が吹いただけでもそのほこりがその隣の畑であっても、それは感染するらしいです。かなりあの病気も非常に厄介な病気、コロナと同じく非常に厄介な病気で、これもサツマイモを作っている方、並びにその関係している方は非常に大変だと思っております。茨城県もトップランナーという形でサツマイモの後押しをしながら、生産能力、また海外販売に向けて知事が頑張っているようで、その中でこういう病気が出たということも非常に残念でございますけれども、一刻も早くその病気のほうも終息に向けて皆さんで力を合わせて、銚田から出さないように、また出た場合には速やかに消毒しながらひとつ頑張ってやっていきたいと思</p>
--	--

	<p>います。 今日もいろいろ案件ありますけれども、ひとつ皆さん、慎重審議 よろしくをお願いします。ご苦労さまでございます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>ありがとうございました。 定例総会の議長につきましては、鉾田市農業委員会会議規則第 14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議 事進行を飯岡会長にお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は18名であります。農業委員会等に関する 法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しております ので、鉾田市農業委員会8月定例総会を開会いたします。 本総会に提案する議案は告示のとおりです。 会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございま せんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名す ることで、ご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。会議録署名人に、10番 箕輪美代子 委 員、11番 大貫修一 委員の両名を指名いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の酒井係長をご指名いた します。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案の審議に入る前に諸報告を行います。 新型コロナウイルス感染防止対策のため、13番 菅谷美尚 委 員、15番 城田俊男 委員、16番 出沼丈夫 委員、18番 菊川俊雄 委員、19番 飯塚康雄 委員、23番 大久保稔 委 員が欠席となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより議事に入ります。</p>

	<p>(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について)</p>
議長	<p>議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について」を議題といたします。</p>
議長	<p>番号1番から番号7番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>番号1番から番号7番まで, ご説明いたします。 申請件数につきましては7件, 地目, 田3筆, 畑20筆, 計23筆。面積は5万4, 949平方メートルでございます。 契約内容につきましては, 売買が4件, 普通贈与が3件となっております。 いずれの案件につきましても, 農地法第3条第2項の各号には該当しないため, 許可要件を満たしていると考えられます。 詳細につきましては, 農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
議長	<p>番号1番について地元委員の説明を求めます。</p>
海老原康廣委員	<p>番号17番, 海老原です。番号1番についてご説明いたします。 譲受人, ■■■■■さんと譲渡人, ■■■■■さんは義理の兄弟の間柄でございます。このたび, ■■■■■さん宅に隣接する田を義理の姉である■■■■■さんから譲り受けたそうでございます。つきましては, 農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので, よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>続きまして, 番号2番, 番号3番について地元委員の説明を求めます。</p>
浅野登委員	<p>21番, 浅野です。2番について説明いたします。 このたび, 譲受人, ■■■■■さんと譲渡人, ■■■■■</p>

	<p>の間で売買契約がまとまったということであります。■■■■■さんは、ミズナ、コマツナを中心とした農家であり、経営面積も6ヘクタール以上あり、実習生を10人ほど雇用し、後継者も熱心に取り組んでおります。なお、譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件において問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。</p> <p>続きまして、3番について説明いたします。譲受人、■■■■■さんと譲渡人、■■■■■さんは兄弟でございます。このたび■■■■■さんの経営規模拡大ということで、普通贈与が円満にまとまったということであります。■■■■■さんは33歳と若く、実習生を4人雇用し、ホウレンソウ、コマツナを中心とした経営に熱心に取り組んでおり、将来も有望であります。経営面積も138アールあり、農作業に常時従事しております。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号4番、番号5番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>永井司委員</p>	<p>2番、永井です。4番、5番について説明いたします。</p> <p>■■■■■さんと■■■■■さんの間で売買契約がまとまったそうでございますので、よろしく審議をお願いいたします。</p> <p>5番について説明いたします。4番の■■■■■さんと5番の■■■■■さんは夫婦でありまして、■■■■■さんが外人のあっせん業もやっております、外人何十人と使っており、また■■■■■さんは近所の間柄であります、農業はやっていなくて、近所の畑を相続したものであります、作ってもらうということで、■■■■■さんと売買契約がまとまったそうでございますので、よろしく審議お願いしたいと思ひます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>櫻井健一委員</p>	<p>続きまして、番号6番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>1番、櫻井です。6番について説明をいたします。</p> <p>譲受人、■■■■■さん、譲渡人、■■■■■さんへ贈与を申請する案件でございます。■■■■■さんは、家族経営を主体としてハウスでコマツナを周年的に栽培をしております。そのほか、露地野菜としてネギ、ブロッコリーを作付しております。12筆合計2万2,799平方メートルを後継者に普通贈与を行うという案件でございます</p>

<p>議 長 鈴木新吾委員</p>	<p>ので、ご審議よろしくお願ひいたします。</p> <p>番号7番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>22番、鈴木です。7番の案件について説明いたします。 譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは知人を通じて知り合い、■■■さんが新たに農業を始めるということで、農地を譲り受けることになりました。それで売買契約が円満に結ばれたということです。■■■さんは日本へ来て十数年経過しており、日本の国籍も取得しております。今年の4月に銚田市の■■■に転居されており、取得する下富田の地内の農地までも約8キロぐらいですので、営農管理に問題はないと思われます。新規就農であります、トラクターと耕運機を自己資金で購入し、取得した農地ではカンショを作付するそうです。農地下限面積、従事日数なども農地法第3条第2項の許可要件を満たしていると考えられますので、ご審議のほどをよろしくお願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番から番号7番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号7番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1番から番号7番を申請どおり許可と決定いたします。</p> <p>(議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第2号 「農業振興地域整備計画の変更に対す</p>

	<p>る意見決定について」を議題といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>令和3年8月6日付銚農振第428号で農業振興地域整備計画の変更認可について、意見を求められています。</p> <p>土地につきましては、議案書2ページのとおりでございます。申請件数は10件、農地の筆数11筆、面積5,848.52平方メートル。申請目的につきましては、一般住宅、車庫・物置のほか記載のとおりでございます。</p> <p>意見書(案)につきましては、農業振興地域整備計画について、市よりその変更について意見を求められたが、いずれの地域も地域の農業に影響を及ぼさず、変更によっても市の農業発展に支障は生じない。今後とも計画変更については、今回のように十分協議をして、他との調和の取れた計画変更を期待する。</p> <p>令和3年8月25日。銚田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。</p> <p>議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。</p> <p>(議案第3号 農地法第4条の規定による転用許可について)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第3号 「農地法第4条の規定による転用許可について」を</p>

<p>議 長 事 務 局</p>	<p>議題といたします。</p> <p>番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>番号1番, 申請人, [REDACTED]。申請地, [REDACTED]の一部。地目, 畑。面積2, 209平方メートル。</p> <p>転用事由ですが, 平成6年頃に, 農地法の許可を得ずに既存敷地を拡張して畜舎及び農業用倉庫として使用しておりましたので是正の申請をします。</p> <p>転用計画ですが, 畜舎3棟で642.22平方メートル。農業用倉庫2棟, 225.23平方メートル。始末書添付となっております。</p> <p>詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長 箕輪美代子委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。なお, 地元委員も兼ねておりますので, 続けてご説明をお願いいたします。</p> <p>10番, 箕輪です。1番について説明いたします。</p> <p>去る8月17日, 私と11番, 大貫委員, 12番の宇佐見委員と事務局とで現地調査を行いました。場所は, 1ページの左側になります。周囲は集団的に存在する農地の地域であり, 第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積などいずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断いたしましたので, 報告いたします。</p> <p>場所なのですけれども, 舟木の県道110号線の小学校の跡地から水戸の方向に向かって約[REDACTED]メートルくらい行ったところに地元の公民館があります。その公民館のところを[REDACTED]に入って[REDACTED]メートルくらい行ったところになります。申請人の[REDACTED]さんは, 養豚業を営んでおり, そのほかに稲作も少し作付しています。平成6年に畜舎と農業用倉庫を許可を得ずに建ててしまい, 始末書を添付の上, 是正の申請をしますということでもありますので, よろしくご審議のほどをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>

議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p> <p>(議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)</p>
議 長	<p>続きまして、議案第4号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
事 務 局	<p>番号1番、使用借人、[REDACTED]。使用貸人、[REDACTED]。申請地、[REDACTED]。地目、畑。面積254平方メートル。 事由、既存の農業用資材置場が手狭なため、申請地を新たに整備して利用したい。 転用計画ですが、農業用資材置場254平方メートル。コンテナ1,000個。契約内容は使用貸借です。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
議 長 宇佐見達夫委員	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>12番、宇佐見です。5条1番について説明いたします。 去る8月17日に10番、箕輪委員、11番、大貫委員、私と事務局で現地調査を行いました。申請地は、地図1ページ右側になります。周囲は集団的に存在する農地であり、農地区分としては第1</p>

<p>議 長</p>	<p>以上でございます。</p>
<p>宇佐見達夫委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>1 2 番，宇佐見です。2 番に関して報告いたします。</p> <p>申請地は地図 2 ページ左側になります。周囲は集団的に存在する農地であり，農地区分としては第 1 種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積などいずれも適と認め，3 人の総合意見として可と判断しましたので，ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>菊地博委員</p>	<p>4 番，菊地です。2 番について説明します。</p> <p>場所は県道下太田鉾田線のメロンロードの信号より [REDACTED] [REDACTED] メートルぐらいの左側になります。譲受人，[REDACTED] さんは，現在両親と同居しており，子供の成長に伴い手狭となったため，申請地に自己住宅を建築したいとのことです。譲渡人，[REDACTED] さんと譲受人，[REDACTED] さんのお父さんが知り合いのため，譲っていただいたそうです。農地法第 5 条の規定による権利の設定，移転を伴う転用許可について問題ないかと思しますので，よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号 2 番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号 2 番を申請どおり許可と決定することに，ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号 2 番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>続きまして，番号 3 番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>番号 3 番，使用借人，[REDACTED]</p>

	<p>。使用貸人、。申請地、。地目、畑。面積524平方メートル。</p> <p>事由、現在は借家に家族3人で住んでいるが、手狭なため申請地に自己住宅を建築したい。</p> <p>転用計画は居宅（自己住宅）が126.69平方メートル。契約内容は使用貸借です。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>大貫修一委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>11番、大貫です。去る8月17日に10番、箕輪委員、12番、宇佐美委員と事務局で現地調査を行いました。地図では2ページの右側になります。周囲は住宅と山林に囲まれた地域にあり、集団性の低い農地であると思われます。農地転用許可基準から判断して転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>小松崎善一委員</p>	<p>次に、地元委員の説明を求めます。</p> <p>24番、小松崎です。番号3番についてご説明をいたします。</p> <p>まずもって、現況調査員の皆さん、ご苦労さまでした。使用貸人、さん、使用借人、さんは親子の関係でございます。使用借人、さんは保険代理店に勤務しておりまして、現在は借家に家族3人で住んでいるというようなことでございます。手狭なため母親に農地を借り受けて自己住宅を建設したいというようなことでございます。また、ここの申請地は2種農地ということで、問題はないかと思われます。場所は、国道51号線水戸方面に向かひまして、子生の信号があります、農業振興センター入り口なのですが、そこをメートルぐらい入って、そこをまた右に曲がりますとのほうに向かうのですが、裏道、そこからメートルぐらい行ったところの右側が申請地になっております。ご審議のほどよろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>番号3番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>番号4番, [REDACTED]。使用貸人, [REDACTED]。申請地, [REDACTED]。地目, 畑。面積498平方メートル。</p> <p>事由は、現在は両親と同居しておりますが、結婚を機に申請地に自己住宅を建築したい。</p> <p>転用計画は居宅（自己住宅）104.33平方メートル。契約内容は使用貸借です。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>宇佐見達夫委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>12番, 宇佐見です。4番について報告いたします。</p> <p>申請地は地図3ページ左側になります。周囲は住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であり、農地区分としては第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>菊地博委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>4番, 菊地です。4番について説明いたします。</p> <p>場所は、県道下太田鉾田線の本郷地区にあります信号を鉾田のほうから来て[REDACTED]に曲がり、[REDACTED]メートルぐらいのところ左側に[REDACTED]がありまして、そこを左折し[REDACTED]メートルぐらいのところです。使用借人の[REDACTED]さん、現在は両親と同居しておりますが、結婚を機に申請地に自己住宅を建築したいとのこと。現在住んでいる東側になります。農地転用の許可基準から判断して問題ない案件かと思っておりますので、ご審議のほどをお願いいたします。</p>

議 長	番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号5番を上程いたします。事務局に朗読させます。
事 務 局	番号5番、使用借人、 XXXXXXXXXX 。使用貸人、 XXXXXXXXXX 。申請地は XXXXXXXXXX 。地目、畑。面積417平方メートル。 事由、現在は実家で両親と同居しているが、結婚を機に申請地に自己住宅を建築したい。 転用計画、居宅（自己住宅）105.99平方メートル。契約内容は使用貸借です。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
箕輪美代子委員	10番、箕輪です。5番について説明いたします。 申請地は地図3ページの右側になります。周囲は集団的に存在する農地の地域であり、第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
郡司光一委員	20番、郡司です。5番について説明いたします。

<p>大貫修一委員</p>	<p>11番, 大貫です。6番について説明したいと思います。 地図では4ページの左側になります。農地区分としては第1種農地と認めました。集団的に存在する農地の地域にありますけれども, 集落に接続される自己住宅として例外的に許可できます。農地転用許可基準から判断して転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積などいずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, ご報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>富田省三委員</p>	<p>3番, 富田でございます。この件に対して説明いたします。 まずもって, 調査員の皆様, ご苦労さまでございます。今回これ申請人の■■■■さん, そして譲渡人は親であります■■■■さんになっています。これは親子でございます。今回, 申請人の■■■■さんが都内に住んでおりますが, これコロナの影響で仕事もちょっと薄くなったというみたいな感じでありまして, 今回, 都内に子供2人と夫婦で住んでおりますが, 手狭になったため, 自己住宅を実家の近くに建設したいということの申請でございます。そして, やがて, これ娘さんでございますが, 跡を継ぐと, 農家をやるという, そういう覚悟の下に今回自己住宅を建てるということでございます。場所でございますが, この場所は大洗友部線, いこいの村から約■■■■キロ近く離れた場所でございますが, 道路に面した場所でございます。何ら問題はないと思いますので, ご審議のほどをよろしくお願いいたします。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>番号6番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号6番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。番号6番を申請どおり許可と決定いたします。</p>

		(議案第5号 現況証明書の交付について)
議	長	続きます。議案第5号「現況証明書の交付について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。
事	務	局
		番号1番、申請人、 。届出地、。台帳地目、畑。面積1、 544平方メートル。同じく。台帳地目、 畑。面積2、032平方メートル。現況は山林です。 変更年月日、平成10年10月11日以前。確認年月日、令和3 年8月17日。非農地証明となります。 以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
箕輪美代子委員		10番、箕輪です。1番について説明いたします。 申請地の場所は4ページの右側になります。現況は両方の申請地 とも大きな木がありまして、雑草が生い茂った状態でした。何年も 放置されているというような状況であります。3人の総合意見とし て証明書の交付は可と判断しましたので、ご報告いたします。
議	長	地元委員の説明を求めます。
草野克信委員		9番、草野です。1番について説明いたします。 現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。調査員の報告とおりで ございます。申請地は地図4ページの右側です。県道茨城鹿島線で、 菅野谷交差点を右折して大川地区に入り、①はの斜め前 にあります。②はメートルほど直進して、地図中心の交差点 右側にがあり、西側メートルほど行ったところ です。願出人、さんは、東京及び紅葉大川地内で植木の苗木 を生産販売しています。2筆とも苗木を植えていて、出荷残りの分 が大木になり、草も生い茂っているために次の耕作ができず、30 年以上が現在の状況にあるようです。問題ないと思われまので、 ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。</p> <p>(議案第6号 農地改良協議に対する同意について)</p>
議 長	<p>続きまして、議案第6号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>番号1番から番号3番については、近い場所で同様の内容であるため、一括で上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>それでは、番号1番から番号3番まで続けてご説明いたします。 番号1番、申請人、[REDACTED]。届出地、[REDACTED]。田、1,871平方メートル。同じく[REDACTED]。田、377平方メートル。同じく[REDACTED]。畑で202平方メートル。 続きまして、番号2番、申請人、[REDACTED]。届出地、[REDACTED]。田で570平方メートル。 続きまして、番号3番、申請人、[REDACTED]，外1名。届出地、[REDACTED]。地目は田で、1,002平方メートル。転用目的は全て田畑転換となっております。 期間は令和4年2月15日までとなっております。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上でございます。</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>11番, 大貫です。申請地は地図の5ページ, 6ページの左側になります。現況は涸沼の近隣であり, 元田んぼであったと思われませんが, 耕作放棄のようでありました。農地改良の制度要件から判断して農地改良の目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積などいずれも適と認め, 3人の総合意見として同意可と判断しましたので, ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>富田省三委員</p>	<p>3番, 富田でございます。</p> <p>まずもって, 調査員の皆様, ご苦労さまでございました。今回の申請でございますが, 1番, 2番, 3番とございますが, 一括審議でよろしいですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい, よろしいです。</p>
<p>富田省三委員</p>	<p>これ代表といたしまして申請人の■■■■さん, それから■■■■さん, ■■■■さんと, これは亡くなった方なのですね。■■■■さんという方の3名連名で今回大洗友部線の道路改修が現在やっております。その改修から出た残土を, 今のこれ田んぼといっても現在は利用できないような湿地でありまして, 今回出る残土を利用して農地展開をしたいという申請でございました。私もこれ現地を調査に行きましたが, 道がちょっと狭い場所でございます。今回涸沼開発というあれで, 市のほうで涸沼公園を整備したいということで, 現在この道路から出る土を利用して公園を今整地しております。その続きの農地でございます。そこを客土して, やがては畑として整備し, サツマイモを耕作したいということでございまして, 3者とも隣接に当たり利便性を考えた経営拡大のための今回の申請でございまして, 何ら問題はないと思いますので, ご審議のほどをよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番から番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>

議	長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号3番を協議どおり同意することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>	
議	長	<p>異議ないものと認め、番号1番から番号3番を協議どおり同意することに決定いたします。</p> <p>(議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について)</p>	
議	長	<p>続きまして、議案第7号 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p>	
議	長	<p>事務局に説明させます。</p>	
事	務	局	<p>説明いたします。申請件数につきましては10件、合計で27筆、面積4万1,566平方メートルです。 利用権の種類でございますが、賃貸借が5筆、使用貸借が22筆となっております。内訳につきましては、全て新規となっております。 いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上でございます。</p>
議	長	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>	
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p>	

	<p>これより採決いたします。 議案第7号を、申請どおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。</p>
	<p>(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)</p>
議 長	<p>続きまして、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>1件の届出がございました。1筆で面積は2,209平方メートル。合意解約となっております。 以上でございます。</p>
	<p>(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)</p>
議 長	<p>続きまして、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>こちらにつきまして6件の届出がございました。合計34筆で面積につきましては合計で4万3,797平方メートルでございます。全て相続による所有権移転となっております。 以上でございます。</p>

	<p>(報告第3号 農地法制限除外の届出について)</p>
議 長	<p>続きますて、報告第3号「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>1件の届出がございました。番号1番、申請人、XXXXXXXXXXです。届出地は、XXXXXXXXXXの一部。地目、畑。面積2.25平方メートル。転用目的は携帯電話の無線基地局となっております。以上でございます。</p>
議 長	<p>以上で、議案の審議及び報告を終わります。</p>
議 長	<p>続きますて、その他について何かありましたらお願いします。ないでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p>
議 長	<p>では、事務局のほうお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>皆様にお配りしていると思いますが、当面の行事、協議、報告事項ということで、当面の行事について説明させていただきます。</p> <p>9月の予定ですが、15日13時から現地調査ということになっております。現地調査のほうは、郡司委員、浅野委員、鈴木委員の3名となっております。よろしく申し上げます。</p> <p>16日が常設委員会となっておりますが、今回は特に案件のほうはございません。</p> <p>21日に議案書配付となっております。</p> <p>24日金曜日午後2時から9月の定例総会ということで、同じ場所になります。今回は後半の委員さんが該当することになります。連絡事項としては以上となります。</p> <p>もう一つ、今回、皆様に営農型太陽光の一覧と地図をお渡ししていると思いますが、そちらパトロールのお願いということで、事務</p>

<p>事務局</p>	<p>局からちょっとお話しさせていただきたいと思いますので、農地係長のほうから説明させていただきます。</p> <p>農業委員会事務局農地係の鬼澤です。営農型太陽光のパトロールについてご説明いたします。</p> <p>昨月の定例総会にて事務局でパトロールを行ったことをご報告しましたが、今後は農業委員の皆様にもご協力いただくために、営農型太陽光の申請箇所の位置図及び耕作者、作物の情報を記載した書類をお配りしました。1枚目が鉾田市内の申請地の全体図、2枚目が耕作者、作物の情報、3枚目からの各申請地の位置図となっております。番号につきましては、申請受付を行った古い順に振っておりますので、ちょっとバラけているのですが、受付をした順番だと思っていただければと思います。</p> <p>2枚目の耕作者の情報の備考欄に「新規」と入っているものが13、14、15にあると思うのですが、こちらは先月の7月の定例総会で許可をした梶山の営農型太陽光なので、こちらについてはまだ太陽光のパネルの設置等も行っていないと思うので、今後出来上がってから、近くを通ったときにパトロールしていただければと思います。添付文書に記載がありますとおり、確認した内容で気になる点があれば何でも構いませんので、事務局のほうに連絡をいただくようお願いいたします。きちんと耕作されていたよというような情報でも大丈夫なので、ぜひよろしく願います。今後も申請が増えていくことが予想されますので、現在はまだ15件なのですが、ちょっとこちらに関しては増えていくと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願い致します。</p> <p>また、耕作者の個人情報等が含まれていますので、取扱いには皆様十分ご注意いただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これ今事務局で説明あった営農型太陽光農地パトロールの件でございますけれども、やはりこれ皆さん地区の営農型パトロールしたときに、活動日誌にやはり自分の活動したとき、活動日誌のほうも記入をお願いいたします。やはり活動しているわけですから。</p> <p>それとあと、そのほか何かありましたら。ないですか。</p> <p>前回潮来の農業委員という、鉾田市でいえば鉾田市の予定表みたいなのが、2か月に1回だか3か月に1回、鉾田市に送ってくるものがあるのだけれども、やっぱり潮来市でも農業委員会だよりとかとって、半年に1回、あれは、潮来で。やっぱり総会をやったり現地調査やったり、そういう案件の活動の広報というのかな、あれが潮来市のものがあって、やはりあれも鉾田市の農業委員会としては、やはり皆様の活動をしていることが一般の市民の方にも分かり</p>

	<p>やすいのかなと思って、あれを後で見ていただいて、もしよかったらば銚田市の農業委員会等にも、私個人的には取り入れたいなと思っております。やっぱり半年に1回ですけれども、ああいう活動をしていることが一般の方にも、農業委員会というのはどんなことをやっているのだということで、あまり活動していないのではないかなというふうに思われがちだけれども、あれがあれば一目瞭然で分かるような、そんな感じなもので、潮来のものがちょっとあったから気になったから、皆さんにそれを報告しましたので、後でもし見たい方がいれば見ていただいて、そういう形でいい方向で検討したいなと個人的には思っております。</p> <p>そのほかどうでしょう。</p> <p>はい。</p>
<p>小松崎善一委員</p>	<p>24番、小松崎です。今お話がありました営農型の太陽光農地のパトロールです。これは、一応地元の人が地元を回るとのことなのか。1回は地元の人でも一応言わなくてはならないとは思っているのですけれども、あとはやっぱりいろんなしがらみもあって、地元としては言いづらい部分もあるのだよね。だから、私が思うのには、現地調査、これ書面の上から3つぐらい一緒に回ってもらうとか、いろんな方法があると思うのですけれども、そういう方向でパトロールして、作物が栽培されるような状態になればいいかなと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>確かに地元の方が、その方に下で営農をあまりしていないのを地元の方にはなかなか言いづらいですよというのは、それは誰でも同じだと思いますから、何かそのほか、今回も先月も案件が少ないから、そういう現地調査のときに見て、事務局にあとは報告していただいて、事務局も一緒に行くから、そのときには事務局のほうが指導するなり、何らかの形でやったほうがいいかなと思いますけれども、案件が多い場合には、1時に出てやっても、日が短くなったら5時過ぎてしまう場合もありますので、そのときに現地調査で太陽光の営農型で歩くのも非常に何かなと思いますから、それはケース・バイ・ケースで対応したほうがいいかなと思いますけれども、何か皆さんのほうでいい意見でもあれば取り入れたいと思いますので、どうでしょうか。そのほか小松崎さんの意見のほかに。</p> <p>やはりこれ太陽光をそのまま営農型で許可出しておいて、そのまま放っておくと、やはり耕作も何も作らないで、業者側は結局その農家の人に、何、申請だけ出しておけばそのうち何とかなるからとなってしまうと思うのです。そうすると、誰でも通るようになってしまうから、後で今度言われたときに、あそこだけ許可、ああいう状態で許可したのに、何で俺だけ厳しく取り締まるのだということ</p>

	<p>にもなりかねないので、やはりそこらのところは営農型としてきちんとある程度農作物なりやっておかないと駄目かなと思っておりますので、やはり優良な農地が失われるのが非常に残念だなと思っておりますので、何かいい方法でもあれば、そのほか。 事務局のほうから。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回皆さん全員に、欠席の方も含めてお配りさせていただいたので、もちろん地元の委員さんは、営農型の許可を出したときに、説明等もしていますので、場所等もご存じだと思いますが、地元の委員がでは指導しろとか、そういうわけでは全くありませんで、農業委員会としてきちんと、こういうところに営農型太陽光があるのだなというのを認知しておいていただいて、何かのついでにそこを通ったときに気がいたら事務局にご連絡いただければということでご配付させていただきました。指導というところでは、一応こちらでも営農型太陽光につきましては、毎年1回報告をさせているところですけども、その報告だけでは実際にきちんと営農しているかどうかというのが分からないというのもあるので、地元いらっしゃる皆様の目での監視をしていただいて、何かありましたらご連絡いただければと思います。きちんと営農しているという情報を先ほど農地係長のほうからもありましたけれども、きちんと営農しているよというお話もこちらで聞けば、そこはこちらでは行かなくても済むでしょうし、皆さんで見ただけであればということですので、地元委員さんに責任を押しつけるとかそういうわけではありませんので、みんなで見ていこうということで今回配付させていただきましたので、その趣旨を踏まえてよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
<p>議長</p>	<p>そういうことで、営農型の場合には1回申請を出して許可を得ると3年たったらばまた申請し直すのだよね。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうです。</p>
<p>議長</p>	<p>3年たったらばまた申請をし直して、また新たに新しい書類を提出するような形になっておりますけれども、ただそれがはっきりそのものを作っているかどうか。また草が出てしまつて全然放棄してしまっているかどうか、それだけを確認していただいて、後でそれを事務局のほうに報告していただければ、事務局のほうで指導に行つてもらうような、そんな感じでおりますので、それでよろしいでしょうか。 気がついた時点で事務局に報告していただければ、何でもなければ別にそれでいいし、それでやはりそういうところに見に行つた場</p>

議 長	<p>合には、やはり自分の活動、日誌のほうに記入していただいて、営農型の現地調査パトロールに行きましたという形で活動日誌のほうに記入していただければ、それが活動の内容になると思いますので、そういう形でよろしいでしょうか。</p> <p>では、そのほか何かないでしょうか。大丈夫ですか、事務局。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、議事日程を全て終了いたします。慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、銚田市農業委員会8月定例総会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。</p> <p>午後3時02分 閉 会</p>
-----	--